

ベトナム／日系農企業の進出と 農業投資環境の変化

——ラムドン省の事例——

グエン・ティ・ミー・ホア、辻一成

●ラムドン省における日本農企業の進出状況

中部高原地域に位置するラムドン省の海拔は800～1000メートル、面積は98万ヘクタールに及ぶ。人口は120万人であり、2つの市部（ダラット市とバオロック市）および10県の計12の行政区分からなる。主要産業である農業のGDPは全産業の53%を占めている。農用地の総面積は34万4500ヘクタールで、総じて肥沃な土壌と豊富な水資源、複雑な地形や高地独特の気候条件とがあいまって、コーヒー、茶など様々な工芸作物のほか高品質な野菜や花卉の生産に適している。

2015年現在、ラムドン省では112件の海外直接投資によるプロジェクトが実施されている。そのうち87件が農業関連の案件であり、国別では日本企業のプロジェクト12件は台湾の46件に次いで2番目に多い。

表1は、ラムドン省に進出し農業関連事業を行っている日系企業12社の情報である。同表からわかるのは、これら日系企業の多くが外資100%の企業であること、生産物の主な供給先は日本市場であることである。しかし、近年、これら日系企業のなかに、自社で土地利用権を取得したり、ベトナム企業との合弁形態をとりベトナム国内市場を主要ターゲットとして生産事業を展開したりするなど、従前とは異なる新たな事業戦略をとる企業が現れてきている。以下3社の事例をしめす。

(1) A社の事例

1994年にベトナムへ進出したA社は、当初ホーチミン市で日本市場向けに乾燥野菜や肉、粥など加工食品の生産を開始した。その後2005年にラムドン省での第2工場建設と同時に直営農場の経営に取り組み始めた。現地の雇用者数は120人であり、そのうち11人が栽培従事者、109人は野菜加工場の従業員である。

野菜加工場の敷地面積は3ヘクタールで38年間のリース契約が結ばれている。一方、野菜加工場から車で1時間ほど離れた自社農場用地も借地であり、リー

ス契約期間は25年となっている。農場では4ヘクタールのうち3ヘクタールで加工原料用ほうれん草を11月初めから3月下旬にかけて3回転して生産し、4月以降の雨季の期間は葉物野菜の栽培に適さないため、同じ圃場で落花生を栽培する輪作体系がとられている。

年間の生産計画は日本の親会社の発注に応じて決定され、原料野菜が不足する際にはスポット的に近隣の契約栽培農家から調達を行うことがある。この場合は、A社が種子や肥料など生産資材を提供し、同社の技術者が農家に栽培指導を行い、定期的な巡回や作業日誌の記帳などを通じて生産物の品質保持のため厳重管理を行う。こうして自社生産および外部調達された農産物を、徹底した品質管理のもとで現地の野菜加工場で一次加工して日本の親会社に全量供給している。

(2) J社の事例

J社は花卉栽培に適したラムドン省で2008年から切り花の直接生産に乗り出した。その後ホーチミンとハノイに事務所を開設し、海産物の輸入販売にも事業を拡大している。現地雇用者数は100人ほどであり、そのうち80人が自社農場の従業員、残り20人がホーチミンとハノイ事務所の営業スタッフである。

花卉栽培施設26棟の敷地面積は10ヘクタール、集荷調整や包装梱包の作業場および事務所棟の敷地面積が3ヘクタールの計13ヘクタールである。切り花は通年生産され、2015年の実績は月産40万本、総出荷量480万本であった。このうち80%が日本への輸出、残りがベトナム国内市場での販売である。J社では生産段階から調整・出荷段階に至るまで、常駐の日本人監督者が現地従業員を直接指導して、徹底した品質管理を行っている。

(3) Y社の事例

Y社の現地法人設立は2015年10月である。同社ではベトナムへの進出をうかがっていた2010年頃から3年

表1 ラムドン省における日系企業による農業投資案件

会社名 (仮名)	設立年月	出資 関係	資本総額 (ドル)	事業内容	ターゲット市場
LD社	1996年10月	100%	2,300,000	農水産物の加工輸出	日本
DL社	1998年 7月	100%	3,500,000	青果物の冷蔵加工輸出	日本
A社	2005年 4月	100%	4,500,000	野菜の生産・加工・輸出	日本
B社	2007年 3月	100%	200,000	農産物加工・輸出	日本
J社	2008年 9月	100%	6,000,000	花卉生産・輸出	日本
VK社	2009年11月	合弁	1,250,000	和牛生産・輸出	日本・ベトナム
G社	2011年 1月	100%	300,000	野菜・花卉生産・購買・加工・輸出	日本
JCBT社	2012年10月	100%	1,500,000	養鶏	日本・ベトナム
AP社	2014年 4月	合弁	4,800,000	野菜生産 (事業休止中)	日本・ベトナム
AJ社	2014年 8月	100%	2,000,000	農産物生産・加工	日本
KV社	2015年 1月	100%	330,000	イチゴ生産	ベトナム
Y社	2015年11月	合弁	3,000,000	マッシュルーム生産	ベトナム

(注) 元データは、ラムドン省人民委員会での聴取調査による。

(出所) 参考文献①、43ページより修正して転掲。

を費やして適地の探索を始め、2013年10月からは1年以上にわたる試験栽培を実施して、最終的に現在の場所に農場を建設した。また、併せて営業拠点となる本社事務所をホーチミン市に開設している。

現地農場の敷地面積は3ヘクタールでリース契約期間は38年である。初出荷から3カ月後の2016年12月時点では、7棟の栽培施設で年間計画量77トンのマッシュルーム生産が行われていた。Y社では、今後2020年までに栽培施設を40棟まで増設し、年間生産量440トンにまで引き上げる計画である。

Y社はベトナムのパートナー企業との共同出資による合弁企業の形態をとっている。主要なターゲットは国内市場であるが、その開拓にはパートナー企業も一役を担っている。また、Y社では、生産物の出荷に関して、輸送と保管、取引先小売店舗等への配送、一部に代金回収や消費期限を過ぎた売れ残り商品の廃棄業務を日系の運送会社K社に委託している。

●ラムドン省における農業投資優遇政策

ラムドン省では、海外直接投資の誘致拡大に向けた基盤整備と様々な投資優遇政策が実施されている。とりわけ次の施策は特徴的である。

第1に、省内では現在までに13の工業区と2つの工業団地が整備されているが、特に入居率の低い工業団地への外国投資企業の誘致促進をはかるため、低水準の土地使用料（年間1ヘクタールあたり1万2000ドル～1万5000ドル）と施設利用料（年間1ヘクタールあたり1600ドル）を設定している。土地使用料については当初11年ないし15年間の支払い免除もある。前出のA社

やY社はその優遇措置を受けている例である。

第2に、ベトナムの法人所得税率は2014～16年の過去3年間に25%から20%に次第に引き下げられてきたが、ラムドン省では農業投資を行う企業や地元の農業振興に貢献する企業に対していっそうの税率減免措置をとっている。事例3社の場合、それぞれの事業内容や立地を反映した違いはあ

るものの、いずれも相当の優遇措置を受けている。また、法人所得税の課税に関して重要なことは、企業が純利益を申告した時点から課税対象となることである。つまり、投資金額が多額であれば、ビジネス自体が高収益を上げても、長期間にわたって法人所得税を免除される場合がある。このことは、日系企業が積極的に高額なハイテク加工機器を導入したり、相当規模の土地利用権を取得するなど、事業上の競争優位を獲得するうえで有利に働いている。

第3に、ラムドン省における近年の日系企業の農業投資拡大の背景には、日本政府による国際協力拡大への強い期待もある。2014年の日越農業協力対話以降、政府はラムドン省の新5カ年経済社会発展計画（2016-2020）の円滑な実施に向けて経済協力や技術協力を強化する方針であり、なかでも食品加工・商品開発の分野は主要な取組み内容となっている（参考文献②）。

●ベトナムにおける農業投資環境の改善に関する動向

このようなベトナムにおける外国企業の投資環境の改善は、特定の地方の投資優遇策にのみ依っているのではなく、国全体で実施されている。特に次のような点は、望ましい環境変化として指摘できよう。

第1に、経済的環境の変化である。近年ベトナム人1人あたり所得は約2100ドルにまで増加し、それは中・高所得層の増加とあいまって進行している。人口増加はなおも続き、都市部と農村部とにかかわらず最近10年間の1人あたり食料消費支出も増加傾向にある。また、ベトナムは現在までに、16の国や地域と自由貿

易協定や経済連携協定の締結を進めている。2015年には、ASEAN自由貿易地域（AFTA）のほぼ完全な履行、中国ASEAN自由貿易地域（ACFTA）における関税撤廃の順調な進展、EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）の締結がなされた。こうしたことは今後の国際市場へのアクセス拡大の可能性を含め、対ベトナム農業投資をますます魅力的にしている。

第2に、経済成長による生活水準の向上にともない、ベトナム人消費者の食の安全や健康志向が著しく高まっているという社会的環境の変化がある。近年ベトナムでは不適切な衛生管理や農薬使用等による食物汚染の問題が深刻化し食品関連の事故も多い。こうしたことが安全で高品質な食品の国内市場を成長させており、農業や食品産業に投資する日本企業にとってのビジネス機会を広げるものになるだろう。

第3に、技術的環境の変化として、農業や食品産業の展開にとってネックとなっていた生鮮品の国内輸送や物流にかかわる整備が進んでいることがある。特に、主要な農業生産地帯であるメコンデルタ、中部高原、紅河デルタから主要都市部への道路網整備の状況は目覚ましく、農産物輸送の大幅な時間短縮や効率化が可能になってきた。また、海外輸送に関しても、大型船舶が寄港可能な近代的設備を装備した国際ターミナル港の整備が国の南北で進んでおり、海外からの直接投資をいっそう刺激する条件が整いつつある。

第4に、制度的環境と政治的環境の変化がある。これに関しては、投資法と企業法の改正が大きい。2015年7月施行の新投資法（No. 67/2014/QH13）と新企業法（No.68/2014/QH13）は、ベトナムでの事業環境に一層の透明性と公平性をもたらすものと期待される。さらには、外国企業による土地利用権取得について大幅に規制を緩和した2013年の土地法改正も、農業分野への投資を後押しすることが予想される。これらに加えて、先にも指摘した2014年日越農業協力対話以降のベトナム国内における関連プロジェクトの推進を通じて、両国間の政治的環境もますます良好になることが考えられる。

●ベトナムにおける農業投資の課題

近年、わが国からベトナムへの農業投資は堅調に増加し、それは日系農企業の事業戦略の変化をともないつつ進展している。ラムドン省の事例でもわかるよう

に、親会社の卓越した経営資源や技術力を基盤にして、当初からベトナム国内や周辺市場をターゲットに競争力のある高品質の商品を供給することを事業内容とする企業が現れている。また、そうした動きはこれまで現地で日本市場向けに農業生産事業を展開してきた企業のなかにも広がりつつある。さらに、現地の日系企業間での取引増大を通じてビジネス機会の拡大を模索する向きもみられる。

しかし、一方で、ベトナムの農業投資環境に関する様々な課題も少なくない。技術面では、現地で調達される生産資材や栽培用施設の品質が企業の要求する水準に必ずしも十分に達していないという指摘も多い。国内関連産業の技術水準の低さは、依然としてベトナムへの農業投資を考える企業にとって制約となる場合がある。

したがって、投資先の現地情報やビジネス習慣への十分な理解は極めて重要である。特に農業生産を事業とする場合は、生産性に直接影響を与える現地の自然条件に関する綿密な事前調査も必要になる。また、地元行政との良好な関係の構築や、事業内容に地元農民との契約生産などを含む場合には相手の行動様式やビジネス習慣についての十分な理解も欠かせない。それには、信頼できる現地のビジネスパートナーをどのようにして確保するかが、早期の成否をわける鍵になるだろう。

（Nguyen Thi My Hoa／元 佐賀大学大学院農学研究科、つじ かずなり／佐賀大学農学部准教授）

〔参考文献〕

- ① Nguyen Thi My Hoa, “Business Activities of Japanese Investors in Agriculture in Vietnam under a Revamped Investment Climate in 2015: Case Study of Japanese Agricultural Companies Operating in Lam Dong Province,” Master Thesis, Saga University, 2017, pp.1-95.
- ② 国際協力機構（JICA）「ベトナム国ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」2015年11月、4～271ページ。